

教育委員会臨時会議事日程

令和元年12月20日(金)午後2時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市立東高等学校 SDGs に関するワークショップの開催について

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査開始について

3 審議案件

教委第46号議案 教職員の人事について

教委第48号議案 教職員の人事について

教委第49号議案 横浜市立小学校における給食室屋根材の飛散による物損事故に係る
損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第50号議案 横浜市立中学校における日よけテントの飛散による物損事故に係る
損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第51号議案 横浜市立中学校におけるフェンスの飛散による物損事故に係る
損害賠償額の決定に関する意見の申出について

4 その他

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 12/11 本会議（第2日）一般質問
- 12/12 こども青少年・教育委員会
- 12/19 本会議（第3日）議案議決

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 12/20 令和元年度 横浜市総合教育会議

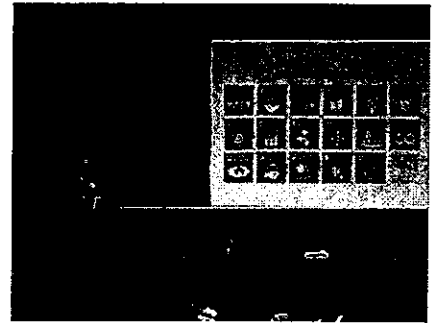
(2) 報告事項

- 横浜市立東高等学校 SDGs に関するワークショップの開催について
- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査開始について

3 その他

横浜市立東高等学校 SDGs に関するワークショップの開催について

令和元年12月13日（金）、東高校が昨年に続き2回目となるSDGsに関するワークショップ（プレミアムプログラムⅡ）を開催しました。1・2年生541名を対象に、12の企業・団体等の協力を得て、環境や社会、経済などSDGsに関連した講座が開かれました。体育館での全体講演の後、分科会毎にワークショップが行われました。SDGsへの理解を深めるとともに、生徒自身が持続可能な社会を担うために何ができるかを考える機会となりました。

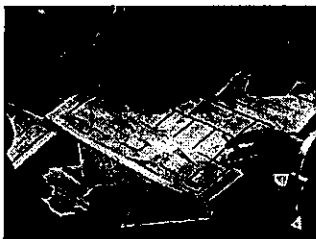


1 プログラムの目的

本プログラムは東高校の総合的な探求（学習）の時間を活用した教科横断型学習、「イーストタイム（課題探求学習）」の一環として行われています。その目的の一つは、「世界規模の課題（SDGs）の現状と解決に向けた取組を学ぶ」ことです。

2 基調講演

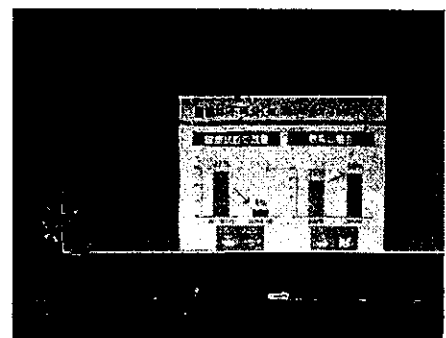
I 福田訓久氏（メディア総合研究所）



「学びの意義」をテーマにワークショップ形式で行われました。生徒は自分たちが学んでいるものを付箋紙に思いつく限り書き出し、それが自分の将来の夢の実現に必要な学びとどのようにつながるかをグループでの作業を通して明らかにしていきました。

II 吉田広毅氏（関東学院大学国際文化学部長）

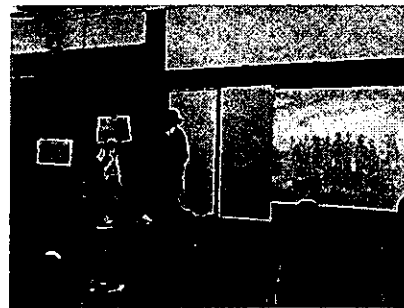
「SDGsを活性化するには？」というテーマでお話をいただきました。冒頭ではSDGsについて前身のMDGsと比較しながら、その特徴について触れていただきました。続いて教育とSDGsについて、難民への教育を例に様々な取組が紹介されました。後半では「創造性を鍛えるには？」という問いかけから、創造性を育む例や多様性を尊重することなどについてお話いただきました。最後は「柔軟な頭、柔軟な心でSDGsに取り組もう」と締めくくられました。



【裏面あり】

3 分科会での発表生徒の主なテーマ

- ・途上国に教育を普及させるには
- ・すべての子供たちに教育を
- ・貧困とフェアトレード
- ・環境にやさしい再生可能エネルギーについての考察



【分科会での生徒発表の一例】

「環境にやさしい再生可能エネルギーについての考察」というテーマでは、日本のエネルギー源が主に化石燃料に頼っている事実から、再生可能エネルギーの比率を増やしていく必要性とその限界を示し、再生可能エネルギーの不足分を化石燃料に頼るといったエネルギーミックスについて提起する内容が発表されました。

【講師から】

再生可能エネルギーは価格面では下がってきていることや、再生可能エネルギーの比率を上昇させていくためには、ソーラー発電における売電を例に家庭・個人レベルでの取組や意識向上が大切であることが示されました。また、島国という立地を生かした波力発電の開発等、イノベーションの必要性についても話題がありました。



4 生徒の感想

- 東高校に入学したばかりの時は、SDGs が何なのか全く知らず、自分には関わりのない話だと思っていたが、学んでいくうちに、今までの自分のような「自分に関係ない」と思ってしまう人がいることで、何も世界が変わっていかないと気づいた。小さいことを積み重ねていくことが大切だと知った。
- SDGs を通して、色々な体験をして、なりたい職業についての考えが広がった。今までは「自分のしたいこと」の職業だったが、SDGs にふれ、実際にそのために活動している人を見て「人のためになる仕事」にも興味が出て、視野を広げることができた。
- SDGs という具体的な目標をみんなで共有して設定することによって、その目標を達成するために個人が何をしたらいいのかを逆算して考えることができる。例えば、僕は、フェアトレードの食べ物を買うようにしたりしています。
- ひとりで学ぶことはいくらでもできるが「成長」となるとひとりで限界がある。他者と成長をともにすることで世界を明るくすることができる。意義のある講演だった。

5 当該校校長の所見

- 学校の中だけでなく、実際に社会で活躍している方から直接コメントをいただくことで、生徒にとって、新しい視点が生まれるとともに、自身の将来にも繋がる。
- 実社会と繋がることで、グローバルな視点やシティズンシップを身につけるための良い機会であった。

東高校 イーストタイムプレミアムプログラム(企業連携)分科会講師及び発表生徒テーマ一覧

講師 (敬称略)	発表生徒テーマ	参加生徒	
		1年	2年
豊田 直之(NPO法人海の森・山の森事務局 理事長)	プラスチックと環境	36	27
	海洋ごみ「マイクロプラスチックを減らす」		
岡澤 友広(株式会社TBM 経営企画本部 ニュービジネスデザイナー)	地球環境(ECO)について	36	26
	環境にやさしい再生可能エネルギーについての考察		
福田 かずみ(食品ロス削減アドバイザー)	男女平等の社会を実現する	15	23
	食品廃棄(食品ロス)について		
鈴木 允(日本漁業認証サポート 代表)	気候変動に対する具体的な対策について	35	27
	水問題と経済		
加藤 正人(中外製薬株式会社 サステナビリティ推進部 副部長)	「人生をかける若者たち」～貧困のアスリート～	17	22
	オスひよこの殺処分について		
杉山 俊徳(株式会社松尾工務店 営業本部 統括本部長付)	つながりの深いまちづくり	17	22
	平和と公平をすべての人に 私が考える平和		
岸 智志(株式会社スタジオライティングハイ)	教育による循環 薬と毒	17	22
	国際化に伴う宗教上の問題について		
久宗 雅人(株式会社テクノシステム 専務取締役)	海水の淡水化プラント	25	25
	スポンジシティを日本にも		
萩原 啓吾(株式会社セブン-イレブン・ジャパン企業行動推進室)	貧困と消費「消費社会」	14	24
	貧困とフェアトレード		
福田 訓久(メディア総合研究所 拓殖大学講師 ファシリテーター)	世界中で起きている武力抗争について	16	22
	なぜ女性差別があり未だに変わらないのか		
戸川 孝則(横浜市資源リサイクル事業協同組合 企画室長)	PIRIKA(最新のAIとゴミ)	21	13
	日本のゴミ問題		
大平 はな(横浜市教育委員会事務局教職員育成課)	途上国に教育を普及させるには	18	21
	全ての子供たちに教育を		

【協力】横浜メディアビジネス総合研究所(横浜SDGs推進協議会)

【連携】政策局共創推進室共創推進課

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査開始について（報告）

1 新規案件

いじめ重大事態の調査主体について決定し、調査を始めますので、報告します。

■調査主体の決定（教育長委任事務）

教育委員会（いじめ問題専門委員会）調査 1 件

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	2	3
	中学校	1	4
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	4→5	5
	中学校	1	1
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
合計		8→9	13

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

※調査開始 1 件

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●

